

令和6年度若年層の社会減少要因調査分析業務委託仕様書

1 委託業務名

令和6年度若年層の社会減少要因調査分析業務

2 業務の目的

2023年「住民基本台帳人口移動報告」において、本県の転出超過数（国内移動）は、11,409人と3年連続で全国最多となっており、特に、10代から30代までの若年層の転出超過数が全体の8割以上を占める状況が続いている。

これまで本県では、公的統計調査のデータ分析や、大学生、社会人、企業等に対するアンケートやヒアリング調査を行ってきたが、若年層側の居住地・就職先決定プロセス、企業側の採用プロセスの両面において十分な深掘りができておらず、効果的な打ち手を検討することが困難となっている。

このため、こうした社会動態の要因について、より詳細な実態調査及び分析を行い、その結果を踏まえ、社会減対策の再構築を図る。

3 委託期間

契約締結の日から令和6年9月30日まで

4 委託業務の内容等

(1) 業務に当たっての考え方

企業の採用、学生の進学・就職、移住の実態等に関するアンケート、ヒアリング、他県調査等を実施し、得られた調査結果の分析を通じ、有効と思われる施策を提案する。

(2) 委託業務の内容

ア 調査分析等の実施

(ア) 調査の設計・実施

4(1)を踏まえ、調査において重要と思われるセグメントを想定の上、可能な限り定量的に分析可能なデータが収集できる調査項目を設定し、効率的な手法により調査を実施する。

なお、調査項目の例としては、次のような項目が想定される。

- ・ 若年層の就職先の決定要因
- ・ 県内企業の採用力（採用枠、情報発信等）
- ・ 若年層側と企業側の双方のニーズ及び需給ギャップ

(イ) 調査結果の分析

調査により得られた結果について、属性ごとの傾向を分析するなど、社会減対策を導出するための分析を実施する。

(ウ) これまでの施策の成果検証

県は、これまでの施策に関するデータセットを受託事業者に提供する。

受託事業者は、県から提供されたデータセットを用いて、当該施策の人口移動（転入・転出）に対する影響度等を分析・評価する。

なお、因果推論的な分析・評価が適用できない場合など、分析・評価の実施が困難な

場合は、県と協議・調整し、施策の成果検証手法の改善の提案等を行う。

イ 施策案の提案

アの結果、有効と考えられる施策案を複数提案する。なお、理由と根拠となるデータについても併せて提示する。

ウ ア、イに係る「全体計画書」等の作成

受託事業者は、本業務の「全体計画書及び工程表」を書面にて提出する。

また、業務終了後、本業務の活動記録について、成果品として「成果報告書」を作成する。

5 提出書類

(1) 全体計画書及び工程表

形式任意（期限：契約締結後 14 日以内）

(2) 関係者会議等に提出する他資料

会議等開催時に、必要な資料及びその電子データを提出すること。

なお、資料の内容や部数については、別途、県と協議、調整し、県から指示を行うものとする。

(3) 業務結果報告書

4 (2)に定める各業務の結果に関する資料及びその電子データを提出すること。（期限：令和 6 年 7 月 31 日）

- ・ ア(ア)に係るローデータ、集計結果、ヒアリング及び他県調査等に関する結果
- ・ ア(イ)に係る分析結果
- ・ ア(ウ)に係る成果検証結果
- ・ イに係る提案内容

(4) 成果報告書（カラー）

業務の実施結果について、冊子（A 4 判、3 部）及びこれに係る電子データを提出すること。（期限：令和 6 年 9 月 30 日）

(5) その他、本事業で作成した資料及び電子データ

資料の内容や部数については、別途、県と協議、調整し、県から指示を行うものとする。

6 成果品の納入場所と帰属

成果品の納入場所は、広島県総務局経営企画チーム（〒730-8511 広島市中区基町 10 番 52 号）とする。

本業務による成果品の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）は県に帰属する。

7 完了報告の提出

支払内訳書に定める支払対象委託業務が完了したときは、受託事業者は、速やかに別記様式第 1 号による「令和 6 年度若年層の社会減少要因調査分析業務完了報告書」を必要な添付書類

等とともに提出する。